

お客さま各位



託送料金改定に伴う電気需給約款等の変更に関するお知らせ

伊藤忠エネクス株式会社(本社:東京都千代田区、代表取締役社長:田畑信幸、以下「伊藤忠エネクス」)は、下記対象のご契約エリアに記載する一般送配電事業者各社が 2026 年 11 月 1 日付の託送料金(接続送電サービス料金および系統連系受電サービス料金を含む)を改定することに伴い、伊藤忠エネクスの電気需給約款等を変更し、電気料金の算定に用いる単価を改定いたします。

1. 対象のご契約エリア

下記の一般送配電事業者の供給区域内で伊藤忠エネクスと電気需給契約を締結いただいているお客さまが対象となります。

- ・北海道電力ネットワーク株式会社
- ・東北電力ネットワーク株式会社
- ・東京電力パワーグリッド株式会社
- ・中部電力パワーグリッド株式会社
- ・関西電力送配電株式会社
- ・中国電力ネットワーク株式会社
- ・四国電力送配電株式会社
- ・九州電力送配電株式会社

2. メニュー型プランの料金単価改定

【対象契約】

- ・電気需給約款(法人低圧)
- ・電気需給約款(九州電力取次/法人低圧)

2026 年 11 月 1 日付で、上記の電気需給約款を変更し、2026 年 11 月計量日以降のご使用分より、メニュー型プランの電気料金単価を改定いたします。変更後の電気需給約款および新旧対照表につきましては、[電気需給約款・新旧対照表](#)をご確認ください。

3. 電気需給契約の料金単価改定

【対象契約】

- ・電気需給契約書(低圧・合意単価プラン)
- ・電気需給契約書(高圧・特別高圧)

2026 年 11 月計量日以降のご使用分より、電気需給契約書の定めに基づき、電気料金の算定に用いる各料金単価を改定いたします。お客さまに適用される具体的な単価につきましては、別途個別にご案内いたします。

4. 市場連動プランの料金単価改定

【対象契約】

- ・電気需給約款(市場連動プラン高圧・特別高圧)

2026 年 11 月 1 日付で上記の電気需給約款を変更し、2026 年 11 月計量日以降のご使用分より、お客さまの供給地点を供給区域とする一般送配電事業者の託送供給等約款に定める改定後の接続送電サービス料金単価を適用いたします。

適用する単価は、高圧の場合は高圧標準接続送電サービスの基本料金単価および電力量料金単価、特別高圧の場合は特別高圧標準接続送電サービスの基本料金単価および電力量料金単価となります。

なお、市場連動プランにおける今回の料金単価改定には、系統連系受電サービス料金の改定分は含まれません。お客さまに適用される具体的な単価につきましては、別途個別にご案内いたします。

今後とも変わらぬご愛顧賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

【本リリースに関するお合わせ先】

伊藤忠エネクス株式会社

電力・ユーティリティ部門 電力法人営業部

TEL:03-4233-8041 E-mail:PU-hanbai3@itcenex.com